

○林委員長 次に陳情審査、神田警察通りの関連に入ります。本件に関する陳情は、新たに送付された陳情6-3、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書、6-9、神田警察通りⅡ期工事に関する陳情、6-10、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書、6-11、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書、これは同じ名前です。6-14、神田警察通り道路整備工事、2期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書の、合計5件です。関連するため、一括で審査することとしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。なお、6-14の陳情につきましては、委員のみ陳情者名が分かる文書で配付しておりますので、取扱いにはご注意願います。

それでは、執行機関から何か情報提供ございますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 特にございません。

○林委員長 はい。これは前回の委員会でも、これまでの経緯経過の時系列に並べた金額のものと、当該工事地区の地図上のマッピング等々を入れまして、それも提出予定案件の補正予算に関わる事項だということを確認させていただいております上で、質疑というと、すごくやりづらいと思うんですけども、何か取り立てて、ここの場合は資料要求に当たるのかもしれないんですが、まだ委員会が、予算特別委員会も設置が決まっていない状況なんで、何か資料が、こんな資料があればいいなというのがあれば、どうぞ。

○小枝委員 前回、時系列の、何というか、この流れについて、27項目にわたってそうした整理された資料を出していただいたんですけども、その中で、19番、10月13日のところに、法的支援業務の委任契約について（仮処分命令申立事件）、甲決裁ということになってます。環境まちづくり部道路公園課、政策経営部契約課というふうになっています。この10月13日というところは、私たちにとっても忘れられない委員会の日だったというふうに記憶します。で、この意思決定を行政だけで行ったのか。首脳会議を行ったのか。当時の例えば委員長と確認を取ったのか。それすらもやらなかったのか。最後に委員長がお見えになった日ということにもなっていますので、そこがどういうふうに、誰が発意し、どういう会議体で決め、これで行こうと。

というのは、今回の陳情が、議決をしたけれども様々な瑕疵があったり、あるいは住民側も全く、今陳情されている方は説明されていないし、看板を見て初めて知った方、つまり住民としては置き去られ切り捨てられた方々が、どうか対話をと。対話をと求めている状態において、設計変更のガイドラインもあり、それに基づく中止、中断という判断もほかではたくさんやってきているという状況ですね。その中で、見直しても対話でも中断でもなく、仮処分だといって、550万円を弁護士代で、随意契約でやろうというふうに決めた、その1日、前日でもいいですけども、誰がそれを起案し、どういう会議で決め、そして議会には相談したのか。よく正副には聞くということがありますけれども、そういうふうなことがあったのか。それも明確にしていきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 最初のどういう意思形成過程かということでございますが、これにつきましては、担当レベルで適宜打合せをいたしまして、部長、関係部署、それから副区長、区長へと適宜報告を行い、内諾を得たものを決裁によって意思決定したものでございます。

○小枝委員 甲決裁というのは区長決裁なんですよ。だから、区長決裁に至る、その1日の時系列の流れを区民に分かるように示してほしいんですね。というのは、今、名前はあえて申し上げませんでしたけれども、これは、振り返れば令和4年4月25日に、嶋崎委員長の1票で強行工事に至ったという——いや、そうでしょ。令和4年4月25日、4時から5時ですよ。そして6時に、もうそのときは担当課長は欠席をして、工事の現場に多分段取りに入っていたんですよ。そうした流れの中で、この10月13日というのは、委員長が本当に最後にこの席にお見えになった。そして、それが3か月たって逮捕ということになるわけですけども、委員長に相談もしないで物を決めるということはなかなかないわけですね。事実を、それをやっていないんだったら、やっていないも含めて、時系列で分かるように示していただきたい。お願いいたします。金額も含めてね。

○林委員長 ちょっと休憩していいですか。

午後1時57分休憩

午後2時07分再開

○林委員長 では、委員会を再開いたします。

基盤整備計画担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 資料につきましては、庁内で確認をさせていただいて、提出できるか確認をさせていただきます。

○林委員長 はい。

いいの。何か。

○岩田委員 ……思っていることを。

○林委員長 当然です。

岩田委員。

○岩田委員 すみません。その資料の、担当レベルで話してという、その担当レベルをできるだけ具体的にというのと、この何だ、何でしたっけ。

○岩佐委員 仮処分の対象。

○岩田委員 そうだ。仮処分の対象が何でその人たちなのかなという、そこから。例えばその現場にいたけども、対象から外れている人もいるのではないかなというような気がするんですが、そこはどういうふうに決めたのかなと。分かれば、それも資料を頂きたい。

○林委員長 ちょっと休憩していいですか。休憩します。

午後2時08分休憩

午後2時08分再開

○林委員長 では、委員会を再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 すみません。言い直します。仮処分の対象になった人の基準があれば教えていただきたい。それも資料で出していただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 資料というよりは、今ここでお答えできますけど、対象になった方は、工事を行っている際に作業帯の中に入って、そうすると工事ができませんので、安全な工事を行うために、そういう仮処分の手続をしたということでございます。

○岩田委員 じゃあ、その仮処分の対象になった方が、何だ、工事をするところに入った人は全員仮処分の対象になっているんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 対象者の、分かっている方にしかお出しできないので、そういう全員ということではない。

○岩田委員 全員ということではない。全員ということではないんだったら、それは何で、ある人は対象になって、ある人は対象にならないのか。その基準をちゃんと明確にしたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 その処分、命令を出す、個人に出すことになりますので、その方がどなたか分からないということでは出せないで、分かっている方を対象としているというところでございます。

○岩田委員 分からない。

○林委員長 はやお委員、どうぞ。

○はやお委員 いろいろ様々に、議員の中でも、そういう同じ行動を同一にしながら、その対象者になったりなっていないということがありますから、意思形成過程の中に当然そういうことも、この人を対象にしようとか、対象にしないとか——基準だよ、基準だよ。こいつが憎たらしいからこいつを入れようとかさ、そんなことはないだろうと思う。それは、ある程度の基準、何メートル以内に入ってきて、こういうような妨害をされて、だから仮処分の中で、また、次、入ってこられると困るから、こういう基準からしたらこの方とこの方と、というふうに決めましたと。それがなかったら、550万もかけるということではできないでしょということなんだよ。

あと、550万はいいわけ。だからそこを、ちゃんと経緯経過の意思形成過程の中にきちっとその基準を入れてくださいということは、僕は普通の話だと思います。もしそれをやるんだったら、口頭で話すということよりも、これは、重要な区の動きについて、そしてまた今後のいろいろな予算を決めていく上で大きなことだと思いますから、その辺はちゃんときちっと明確に、分かりやすく、そしてきちっと基準を、エビデンスを持ったものを出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 それにつきましても庁内で確認をして、出させていただきます。

○林委員長 ほかに何かございますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、今、資料要求等々もございましたので、陳情の質疑をまず終了させていただき、委員の皆さんから、意見並びに陳情の取扱いは。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 継続。はい。それでは、神田警察通りの本件5件の陳情につきましても、継続の取扱いとさせていただきます。

神田警察の陳情審査を終了して、いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。以上で、日程1、陳情審査を終了いたします。